

史跡若松城跡本丸周辺ライトアップ業務委託
プロポーザル評価基準

1 位置づけ

この基準は、「史跡若松城跡本丸周辺ライトアップ業務委託及び史跡若松城跡二ノ丸周辺ライトアップ業務委託プロポーザル選考委員会」が「史跡若松城跡本丸周辺ライトアップ業務」の受託候補者を選定するための評価の基準等について示すものである。

2 評価方法及び受託候補者の選定について

受託候補者の選定は、企画提案書やヒアリングの内容を踏まえ、別表「評価基準表」に基づく選考委員会の各委員の採点により、次の選定順に従い、順次選定する。ただし、採点した委員の平均得点が60点に満たない場合は、不適格とみなして受託候補者とししないものとする。

【選定順】

- ア 過半数を超える委員から最高順位を得た者
- イ アにより決しない場合、全委員の合計得点が最高得点の者
- ウ 最高得点者が複数ある場合は、企画提案に係る項目の評価点が最も高い者
- エ ウが複数いる場合は、提案金額の最も安価な者

3 評価点

評価の際には、「評価基準表」に定める各項目ごとの着眼点を踏まえ、次表に定める6段階の評価を行い、それぞれの区分に応じた評価点を算出するものとする。

評価	配点が10点の場合	配点が60点の場合
大変優れている	10	60
優れている	8	48
普通（標準的）	5	30
やや劣っている	3	18
劣っている	1	6
記載がない	0	0

4 留意点

提案書審査及びヒアリング又はプレゼンテーションにおいて、提案者の提案作成技術又は説明技術等によらず、提案内容の優劣について審査するものとする。

(別表)

評価基準表

項 目	配点	評価の着眼点
①業務実施体制	10	会社としての本業務を実施するにあたっての体制及び総括責任者やその他の担当者の有している資格、経歴、実績について審査する。 ・サポート体制は十分あるか。 ・業務を安定的に実施することができる体制が見込めるか。 ・総括責任者、担当者の資格、実務経験年数、実績を有しているか。
②類似業務の実績	10	過去5年以内の類似業務の実績について審査する。
③業務に対する基本的な考え方	10	本業務を請け負うにあたっての基本的な考え方を審査する。 ・業務の理解度は十分か。
④業務の企画・プロデュース内容	60	具体的な企画内容を審査する。 ・要求水準書の内容を満たしているか。 ・見学者の興味を引く演出や導線がなされているか。 ・入口からの誘導や足元灯などの配慮がなされているか。 ・安全が確保されているか。
⑤工程計画	10	工程を検証し、業務実施に支障は無いか審査する。 ・確実に履行できるスケジュールとなっているか。
合計	100	